

# 『太平寰宇記』の日本記事について

はじめに

北宋の樂史（九三〇～一〇七〇）の撰した『太平寰宇記』二百卷（以下『寰宇記』と略称する）は、唐宋の地理研究に不可欠な史料であるとともに、多くの佚書の逸文を含む有益なものである。漢唐の地理書の逸文をはじめとして、經・史・子・集の四部全てにわたる諸書、そして碑文や俗伝などからの引用も広くみられ、地理研究のみならず、前近代の中国史研究全般にわたって参考されるべき史料価値をもつ文献と思う。

さて、本稿で取り上げる『寰宇記』の日本記事（卷一七四、四夷三、倭国条）には、現在通行の諸史料には見られない日中交渉について記されている。典拠とされた書名等は明示されてはいないが、然るべき史料に拠ったと考えられ、その記事内容を無視することはできない。そこで、この日本記事、即ち『寰宇記』倭国条がどのような史料をもとに書かれたのかを考察し、古代の日中交渉史研究に

とつての有用性を明らかにしたいと思う。

## 一、「寰宇記」倭国条の移録

考察にあたって、まず、『寰宇記』倭国条を示すことにしたい。

榎 本 淳 一

### A 倭国

倭國、自後漢通焉。古倭奴國也。在新羅東南大海中、世世依山島爲居。凡百餘國。後漢書云、光武中元二年、倭奴國奉貢朝賀。使人、自称大夫。桓靈間、倭國大亂。更相攻伐、歷年無主。一女子、名曰卑彌呼。年長不嫁、事鬼神道、能以妖惑衆。於是共立爲主。侍婢千人、少見者、唯男子一人、給王飲食、伝辭語。居處宮室樓觀城柵、皆持兵守衛。爲法甚嚴。魏明帝景初二年、司馬宣王之平公孫氏也、倭女王始遣大夫貢獻。魏以為親魏倭王。正始中、卑彌呼死。立其宗女晉興、主奥。又、按魏略云、「倭人自謂泰伯之後。」未詳其由。其後復

立男主<sup>(王)</sup>、受中國爵命。晉太始初、遣使重譯入貢。

|宋永初二年、倭王請修貢職。至曾孫武、順帝昇明二年、遣使上表曰、「封國偏遠、作藩於外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不違寧廬、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國。臣雖下愚、忝守先緒、驅率所統、歸崇天極、道逕百濟、裝理船舫。而高麗無道、圖欲見吞、虔劉不已、每致稽滯。臣欲練理兵甲、摧此強敵、尅靖方難、無替前功。竊自假開府儀同三司、其餘咸各假授。」詔除武使持節、安東大將軍倭

|王。

B |按其王理邪爲台國、(或名邪摩)惟。去遼東萬二千里、在百濟、新羅東南、其國界東西五月行、南北三月行、四境各至於海。大較在會稽、閩川之東、亦與珠崖、儋耳相近。

C |官有十二等。一曰大德、次小德、次大仁、次小仁、次大義、次小義、次大禮、次小禮、次大智、次小智、次大信、次小信、員無定數。有軍尼百三十人、猶中國之牧宰。八十戶置一仍(一作伊)尼翼、如里長。十仍尼翼屬一軍尼。其王以天爲兄、以日爲弟。尤信巫覡。每正月一日、必射戲飲食、其餘節略與華同。樂有五弦之琴、好棋博、握槊、擣蒲之事。

|隋開皇二十年、倭王姓阿每、名多利思比孤、其國號「阿鞏雞彌」、華言天兒也、遣使詣闕。其書曰、「日出處天子致書日沒處天子、無恙」云々。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、「蠻書有無禮者、勿復以聞。」明年、帝遣文林郎裴清使於倭國。渡百濟、東至一支國、又至竹國<sup>(竹斯國)</sup>。又東秦王國、其人同於華夏、以爲夷州、

疑不能明也。又經十餘國、達於海岸。自竹斯以東、皆附庸於倭。清將至、倭王遣小德阿輩台、從數百人、設儀仗、鳴鼓角來迎。

又遣大禮歌多毗、從二百餘騎、郊勞。既至彼都、其王與清相見、設宴享以返。復令使者隨清來貢方物。其國跣足、以幅布蔽其前後、椎髻無冠帶。煬帝時始賜衣冠、令以綿綵爲冠飾、裳皆施襪(音撰緣也)、綴以金玉。衣服之制頗同新羅。腰間或佩銀花、長八寸、左右數枝、以明貴賤等級。

D 1 |唐貞觀五年、使至<sup>(州)</sup>新羅刺史高仁表持節

撫之。浮海數月方至。自言路經地獄之門、親見其上氣色翕翕、又聞鍾磬之聲、甚可畏懼也。仁表負綏遠之才、與其王爭禮、不宣朝命而還、由是遂絕。

2 |至永徽五年、遣使貢琥珀、瑪瑙。琥珀大如斗、瑪瑙大如五升器。高宗降書慰撫之、仍云、「本國與新羅接近。新羅數爲高麗

百濟所侵。若有危急、王宜遣兵救之。」因有是勅。其國東海嶺中野人、有古<sup>(耶古)</sup>、波<sup>(波耶)</sup>、多<sup>(多尼)</sup>、凡三國、皆附庸於倭。西與越相距。頗有絲綿、出瑪瑙、有黃白二色。其琥珀云、海中湧出。黑齒國、使驛所傳、極於此矣。

4 |雙按東夷記云、「倭、又名日本。自云、國在日邊、故以爲稱。蓋惡舊名也。」

5 |顯慶中、其國使、又領蝦夷國人同來朝、貢方物。

6 |咸亨元年、遣使賀平高麗、爾後繼來朝貢。

7 |長安三年、又遣使貢方物。其使朝臣、號真人。真人者官號、

猶中國尚書也。頗讀經史、解屬文。首冠進德冠、其頂有花、分而四散。身服紫袍、以帛爲腰帶。容止溫雅。則天宴之、拜爲司膳員外郎、放還。

8 開元初、又遣使來朝、表請儒者講論語。遣四門博士趙元默(玄)、就鴻臚寺教之。乃遣元默潤幅布以爲束修之禮、題曰「白龜元年調布」。蓋誇誕耳。所得賜寶、盡市文籍、泛海而還。其偏使朝臣仲滿、慕中國之風、因留不去、改姓名爲朝衡、歷左補闕、終左常侍、鎮南都護。

(一) 三十三年、遣使、請老子經本及天尊像、歸本國。

9 天寶已後、海路多爲新羅絕隔、朝貢乃由明州、越州等路。

10 大歷十二年、遣大使朝楫寧(曆)、副使和聽達來朝貢。

11 建中元年、遣大使真人興龍(能)、判官調悉、自明州路朝貢。真人興龍(能)、蓋因本官命氏也。風調甚高、善書札。其本國紙、似繭而潔滑、人莫能名。

12 貞元十五年、其國有二百人、浮海至揚州、交易而還。

13 永貞元年、遣使真人遠誠等來朝。

14 開成四年、遣使藤原朝韋嗣(曾)等來貢方物。

四至

E 按其王理邪(馬)爲台國、或邪摩維、是也。去遼東萬二千里、在百濟、新羅東南。其國界東西三月行、南北五月行、四境各至大海。

F 其國土俗宜禾稻、麻苧、蠶桑、知機織爲縑布。出白珠、金玉。土俗物產

二、『寰宇記』倭國条の典拠史料

まず最初に、『寰宇記』の記事全体に目を通して、正史や政書などの各種の史料と読み合わせてみると、『通典』卷一八五・辺防一の倭条（以下、「通典」倭条と略称する）との類似点が多いことに気づく。

説明の便宜上、A～Fの記号とDの部分には特に1～11の番号を付した。次章で、記号・番号で区分した部分ごとに、その記述に利用されたと考えられる史料について考えてみたい。

其山出銅及丹。土氣溫煖、冬夏生菜茹。無牛、馬、虎、豹、羊、雞。(有)百桂、薑、椒、橘、蓑荷。出黑雉。又有獸如牛、名山鼠。又有大蛇吞此獸、基堅不可斫、其上孔乍開乍閉、時或有光、射

中之蛇則死。其兵有矛、楯、木弓、竹矢、以骨爲鏃。男子皆黥面文身。自謂泰伯之後。衣皆橫幅結束、相連。女人被髮屈紝、衣如單被、貫頭而着之。並以丹朱粉身、如中國之用粉也。有城柵、屋宇、父母兄弟共處、唯會同男女無別。飲以手、而用籩豆。俗皆徒跣、以蹲跪爲恭敬。人性嗜酒、多壽考。國多女、大人皆四五妻、其餘或兩或三、女人不淫不妬。又俗不盜竊、少爭訟。其婚嫁不娶同姓、婦入夫家必先跨火、乃與其夫相見。其死停喪十餘日、家人哭泣、不進飲食肉、親賓就屍歌舞爲樂。有棺無槨、封土作冢。舉大事、灼骨以卜吉凶。其行來渡海詣中國、恒使一人不櫛沐、不食肉、不近婦人、名曰「持哀」。(衰)若在金吉利、則願以財物。如疾病、遭害、以爲持哀不謹、便共殺之。

く。いや、むしろ、基本的に『通典』の記述を殆どそのまま引き移しているという表現の方が妥当かもしね。記事内容の構成上、記述の順番が前後したり、重複したりしているところもあるが、『寰宇記』が『通典』に大きく拠つていたことは明らかである。それは倭国条だけのことではなく、他国の諸条でも同様なことが確認できる。両者の大きな違いは、『寰宇記』倭国条ではA～Fの順に記事が配列されているが、『通典』倭国条の方ではD・2・5・6・8～15に相当するものではなく、A・B（EはBの重出）・F・C・D1・D3・D4・D7という順番になつてているということである。従つて、問題は、『通典』倭条に対応記事がある部分では『通典』本来の記述にどのようなアレンジが行われているかということと、『通典』倭条に対応記事のない部分の典拠史料は何かということになる。

Aの第一段落は、日中の通交の始まつた後漢時代の倭国について述べている。その「倭國、自後漢通焉。」という書き出しは、『通典』の「倭自後漢通焉。」という書き出しに拠つたことは一目瞭然であるが、「倭」を「倭國」と書き改めている点が注意される。その後に続く「古倭奴國也。」という文が『通典』になく、「帶方」が「新羅」に書き改められ、「世世」が挿入されるといった違いも見られる。この書換え部分は、『旧唐書』卷一九九上・東夷伝倭国条（以下、『旧唐書』倭国伝と略称する）、『唐会要』卷九九・倭国条（以下、『唐会要』倭国条と略称する）に同様な表現が見られることから、この両書を参照して書き改めたものと考えられる。「光武中元二年」以下の記事に対し、『通典』はその典拠を明示していない

が、『寰宇記』では「後漢書云」とその出典を明らかにしている。また、『通典』の「傳辭出入」を「傳辭語」に、「常有人持兵守衛」を「皆持兵守衛」に改めた部分は、『後漢書』卷八五・東夷伝倭条（以下、『後漢書』倭伝と略称する）の表現に改めたものであり、『通典』に拠りつつも、更にその典拠資料をも確認していたことが分かる。「給王飲食」と「爲法甚嚴」は、『北史』卷九四・倭伝（以下、『北史』倭伝と略称する）ないし『隋書』卷八一・東夷伝倭国条（以下、『隋書』倭国伝と略称する）に拠つて書き改めたのであろう。「少有見者」を「小見者」に、「有男子一人」を「男子一人」にというように『通典』の字を削つたり、「倭國之極南界也。安帝永初元年、倭國王帥升等獻生口百六十人」の部分をそつくり省略するという改変も行われている。こうした『通典』倭条の記事の短縮化は、『寰宇記』倭国条全体にわたつて行われており、一々指摘することには煩雑になるので、以下こうした改変点については特に述べないようにする。

Aの第二段落は、三国時代の魏とその後の晉との通交について述べている。『通典』との大きな異同は特にはないが、『魏略』の引用部分に、「按魏略云、……未詳其由。」と、「按」や「未詳其由」を書き加えているのは、やはりわざわざ『魏略』に当たりなおして確認したことを示しているものと思う。「太伯」が「泰伯」になつてているのは、樂史らが参照した『魏略』に拠つたためなのかなは不明。<sup>(6)</sup> Aの第三段落は、宋代についての記述部分だが、「忝胤先緒」を「忝守先緒」に、「裝船理舫」に、「句麗」を「高麗」に、「練甲理

兵」を「練理甲兵」に改められている。管見の限りでは、先行の諸書にこのような表現が見られない。歴史らが、独自に改めたものではないかと推察する。

Bは、倭国王の治めた「邪爲台國」の位置について述べている。「邪爲台國」は「邪馬臺國」の誤りであることは明らかであるが、Bの冒頭に「按」があることと、その注文が「或云邪摩堆」から「或名邪摩惟」（本稿で利用した『寰宇記』では、「惟」は本文になつているが本来は注文であつたであろう）に改められているのは、『後漢書』倭伝などを参照したことを見しているのではないかと思われる。因みに、『寰宇記』と同時期に編纂された『太平御覽』卷七八二・四夷部三・倭条の引用する『後漢書』では、「倭王居邪馬臺〔按今名邪摩惟、音之訛反〕」となつてている。

Cの第一段落は、冠位十二階など日本の推古朝の頃の国制や風俗などについて記している。「飲酒」と「飲食」、「五絃琴、笛」と「五弦之琴」、「擣蒲之戲」と「擣蒲之事」など字の異同は多少あるが、先行諸書との関連は確認できない。この部分の改変も、独自なもののが高いと思われる。

D 1 の貞觀五年の記事は、「使至」という書き出しから分かるよう、「唐会要」倭国条がベースになつており、「新州刺史高仁表」（本稿の用いた『寰宇記』では、「新羅刺史高仁表」となつていて）、「羅」は「州」の誤りであろう）の部分だけ『通典』倭条に拠つたのである。因みに、『旧唐書』倭国伝・『唐会要』倭国条では、該当部分が、それぞれ、「新州刺史高表仁」・「高表仁」となつている。

D 2 の永徽五年の記事は、「通典」倭条には全く対応記事がない。本記事とほぼ同文が「唐会要」倭国条に見られることから、同書に拠つたものと考えられる。但し、多少字句の異同と文章の節略が見られる。

D 3 は、倭国から侏儒国、裸国、黒齒国までの距離・旅程を記す。『通典』倭条に拠つたことは明らかだが、「東北」という方角を書き加えたり、「東南」を「東」に改めた理由は不明。伝写の誤りの可能性もあるであろう。

云々の国書を開皇二十年のものと誤っている。正しくは、大業三年であるが、『通典』の誤りをそのまま踏襲したものである。「王遣小德阿輩臺」が「倭王遣小德阿輩臺」に改められたのは、『北史』倭伝、もしくは『隋書』倭国伝に拠つた可能性がある。この段落の最後の一文、「腰間、或佩銀花……等級」は、『通典』倭条にはないも

のだが、ほぼ同文が「旧唐書」倭国伝、『唐会要』倭国条に見られる。この二書のどちらかに拠つたと考えて良いだろう。「設宴享以遣」が「設宴享以返」に、「綵錦」が「綿綵」になつてているのは、伝与の間の誤りか。「始賜以衣冠」の「以」字、「襍」の注に「縁也」が加えられた理由は不明。

D 4では、日本の国名の由来について述べている。「通典」倭条にも対応記事があるが、それには拠らず、別に『東夷記』という史料を引用している。恐らくは、この書が『通典』の典拠史料と考えてのことであろう。現在のところ、『東夷記』がどのような書物なのかは不明。<sup>(8)</sup>

D 5の顯慶中の記事は、「通典」倭条には見えない。同書・同巻の蝦夷条には、「大唐顯慶四年十月、隨倭國使人入朝。」とあるが、「寰宇記」の文章とは隔たりがあるように思われる。『唐会要』巻百・蝦夷条、『冊府元龜』巻九七〇・外臣部・朝貢三の記事も、「通典」の記事とあまり変わりはなく、D 5の典拠史料は不明と言うほかはない。或いは、現存しない他の史料に拠つたのかも知れない。

D 6の咸亨元年の記事は、「三月」を省略しただけで、後は『唐会要』倭国条と同文である。

D 7の長安三年の記事は、「通典」倭条の方では、「武太后長安二年」と年紀が異なっている。『唐会要』巻百・日本国条（以下、「唐会要」日本国条と略称する）、『旧唐書』巻一九九上・東夷伝日本国条（以下、「旧唐書」日本国伝と略称する）の年紀に従つたのであろう。書き出しの「又遣使貢方物」は、『旧唐書』巻六・則天本紀・長安二年条の記事から「日本國」を外し、「又」の字を加えたものと思われる。その後の「其使朝臣、號真人。真人者官號、猶中國尚書也」の部分は、類似した表現が他書に確認できない。『通典』、『唐会要』、『旧唐書』などを参照したものの、大きく改変を加えたのか、はたまた全く別の佚書に拠つたものか、判定できない。頗

讀經史、……。容止溫雅」は、「通典」倭条と同文である。「則天宴之」は『旧唐書』日本国伝、「拜爲司膳員外郎」は『通典』倭条、「放還」は『旧唐書』日本国伝にそれぞれ拠つたものであろう。

D 8の開元初めの記事は、ほぼ同文の記事が『旧唐書』日本国伝と『唐会要』日本国条との双方に見られるが、朝衡（阿倍仲麻呂）の極官を「左（散騎）常侍、鎮南都護」とする点は『旧唐書』に拠つたものであろう。「表請儒者講論語。遣四門博士趙元默」の部分は、『旧唐書』や『唐会要』のみならず、現存の諸書の記載と大きく異なつており、注目される。「四門博士」という官名は、開元初めのものでなく極官を記したと考えれば、特に矛盾と考へる必要はないだろう。<sup>(9)</sup>「玄」が「元」になつているのも、本稿で用いていたる『寰宇記』が清代の刊本であることから清の聖祖の諱を避けたものであろう。<sup>(10)</sup>上表して『論語』の受講を請求するという内容は、極めて具体的であり、何らかの拠るべき史料があつたと考えられるのではないかだろうか。この点については、次章でもう少し考えてみたいと思う。「蓋誇誕耳」も現存の他書には見えない表現である。歴史らの表現か、佚書からの引用かは不明。

D 9の（開元）三十三年の記事は、「二十三年」と年紀を改める必要がある。恐らく、伝写の間の誤りであろう。『冊府元龜』巻九十九・外臣部・請求には、「（開元）二十三年閏十一月、日本國遣其臣名代來朝、獻表懇求老子經及天尊像、以歸于國、發揚聖教。許之。」とあり、本記事はこの史料を節略したものと考えられる。但し、『冊府元龜』は、『寰宇記』よりも後に成立した書なので、正確

には『冊府元龜』の原史料となつた唐代の実録などを参照したといふことである。<sup>(11)</sup>

D 10は、天宝年間以降、遣唐使の入朝ルートが変わつたことを述べる。この記事に対応する史料としては、『新唐書』卷二〇・東夷伝日本条（以下、「新唐書」日本伝と略称する）の次の記載があるだけである。「新羅梗海道、更絲明、越州朝貢。」この文は天宝十二載と建中元年の遣唐使記事の間に置かれており、『寰宇記』の記事と時期的に合致する。しかし、『新唐書』も『冊府元龜』と同様に『寰宇記』よりも成立が遅いので、『新唐書』日本伝そのものを参照したわけではなく、『新唐書』の原拠となつた然るべき史料に拠つたものと考えられる。

D 11の大曆十二年の記事は、『唐会要』倭国条に拠つたことは明らかである。注目すべきは、「和聰達」と副使の姓として「和」字が見られることである。現在通行の『唐会要』（武英殿聚珍版本の鉛印本）には「副使總達」とあるが、康熙抄本とされる静嘉堂文庫所蔵の『唐会要』の旧抄本（以下、静嘉堂抄本と略称する）には『寰宇記』と同じく「副使和聰達」とあり、「和」字が衍入でないことが確かめられる。「和聰達」は、この時の遣唐副使の一人、大神未足の唐名と考えられ、「和」はその姓「大神の（おおみわ）」の最後の音を取つたものであろう。

D 12の建中元年・D 13の貞元十五年・D 14の永貞元年の各記事は、いずれも通行本の『唐会要』には見えないものだが、静嘉堂抄本には殆ど同文があり、『唐会要』倭国条に拠つたものとしてよいだろ

う。なお、この三記事については、既に古畑徹氏が『唐会要』の各種のテキストとの対校を付して紹介されている。<sup>(12)</sup>

D 15の開成四年の記事も、『唐会要』倭国条にほぼ同文があり、これに拠つたものと思われる。

Eは、Bの重出だが、一箇所だけ大きな違いがある。「邪爲臺國」の下の注が本文化し、「或邪摩維、是也。」と、Bとは表現も改められている。先行諸書との関連は確認できず、独自の改変か。

Fは、倭国の土俗物産について記している。字句の省略など文章の短縮化が行われているが、『通典』倭条とほぼ同文である。

以上、極めて煩雜となつたが、『寰宇記』倭国条の典拠史料について検討した。その結果として、『寰宇記』の記事は『通典』倭条をベースにして書かれたものであり、『通典』の記事に殆んど依存している唐代以前の部分に関してはその原拠となつた史料などにあたりなおしたり、他の信頼できる史料に拠り記事を補つたりしていることが確認できたと思う。また、『通典』の記事が薄い唐代の部分に関しても、『唐会要』倭国条・日本国条、『旧唐書』倭国伝・日本国伝など然るべき史料に基づき記述されていることを確かめることが出来たと思う。字句の省略、複数の史料の組み合わせなど、多少原史料の改変が行われてはいる部分もあるが、記事の内容自体の信頼性は高いものと思う。

### 三、『寰宇記』倭国条の史料的価値

『寰宇記』倭国条の史料的価値として最も大なるものは、上述し

たD-8のように現存の他史料に見えない唐代の日中交渉についての貴重な記事が含まれていることがある。典拠した史料名が明記されていないのは惜しまれるが、前章でも確認したように倭国条の記事の内容には充分信頼できるものがあり、典拠史料が明確でないからといって簡単に否定することはできないと思う。『寰宇記』全体に目を通すと、唐代の史料に限定しただけでも、『国史』<sup>(14)</sup>、『唐歴(曆)』<sup>(15)</sup>、『続会要』<sup>(16)</sup>などの佚書からの引用が散見されるし、宋代には存したことの確認できる実録の類も当然参考したであろうから、現存史料以外の唐代の史料に基づきD-8などの記事を書いたと考えて何ら無理はないと思う。D-9・D-10の記事も、『冊府元龜』や『新唐書』を参照したものではない以上、典拠が不明ということではD-8と同性格のものであり、たまたま後代の史料に類似の記事があるためその内容を疑われないのにすぎない。D-9・10の記事同様、D-8の記事にも充分信を置いて良いと思う。

『寰宇記』倭国条の史料的価値として次に挙げるべきは、『唐会要』倭国・日本国条の誤脱を補正できる有益な史料であるといふことがある。『唐会要』の通行本が誤脱の多い不十分なものであり、旧抄本や逸文などとの対校の必要があることは、夙に指摘されているところだが、そうした意味で『寰宇記』も『唐会要』の不備を補うことができると思われる。『寰宇記』が『唐会要』を利用して記事を書いたと思われることは前章で既に述べた通りだが、両書の成立時期がそれ程隔っていないことを考へるならば、『寰宇記』が依拠した『唐会要』は、史館に蔵せられたという上皇本の可能性が高

く、「唐会要」の逸文として甚だ史料価値が高いと思われる。この点に関して言うならば、只に倭国条のみならず、『寰宇記』の他の部分の『唐会要』の逸文にも同じことが言えるであろう<sup>(18)</sup>。以上の二つ以外にも、例えば宋代の日本觀を示す史料としての価値とか、色々あると思うが、上述した唐代の日中交渉史料としての有用性を越えるものではないだろう。

### おわりに

費やした紙数の割りに、その成果は実に乏しく、己の不明を恥じなければならぬが、古代の日中交渉史研究に有益な「新史料」を提示できたのではないかと思う。本稿では僅かに倭国条のみを検討したにすぎないが、『寰宇記』の佚書逸文の豊富さという特徴からして、他国の諸条においても倭国条同様に貴重な記事が含まれている可能性は十分あると思われる。今後繼續して検討してみたいと思ふ。

### 註

(1) 『太平寰宇記』の解題については、『四庫全書総目提要』卷六八・史部二七地理類、神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』(燎原書店一九八九年)等を参照。

(2) 漢唐の地理書の逸文を集めたものに、清・王謨『漢唐地理書鈔』(中華書局、一九六一年)があるが、その全てではないが、『寰宇記』中の逸文も収められている。

(3) 『寰宇記』中の佚書の種類・量の多さにより、その全貌をここで示すことはできないが、北魏代のものに限るならば、朱祖延『北魏佚書考』

(中州古籍出版社、一九八五年) を参照すれば、その一端を窺うことができる。

- (4) 本稿で用いたのは、『宋代地理書四種』(文海出版社、一九六二年) 所収刊本。移録にあたって、内容に従つて段落・句読点をつけ、固有名詞にはその左側に傍線を、特に書名の場合は波線を付した。割注部分は( )の中に入れて示した。また、明らかな誤字・脱字がある場合は、その右側の( )内に正しい字句を示した。
- (5) 「世世」は、『旧唐書』倭国伝・『唐会要』倭国条では「世與中國通。」となつており、「寰宇記」の方に何らかの誤脱が考えられる。

- (6) 『翰苑』所引の『魏略』でも、「太伯」となつてゐる。

- (7) 現在通行の『唐会要』の刊本と『寰宇記』との字の異同に関しては、『寰宇記』の改変・誤字の場合もあるだろうが、「唐会要」の通行本が伝写の間に生じた誤りである場合も少なくない。即ち、通行本と異同があつても、抄本系の『唐会要』と『寰宇記』が一致することが多いからである。

- (8) 「東夷記」は、「東夷伝」の誤りの可能性もある。その場合は、『旧唐書』東夷伝のこととさすことになると思うが、「通典」は『旧唐書』を参照できないので、当然その典拠資料とはなりえない。『東夷記』が「東夷伝」の誤りならば、「寰宇記」が「東夷伝」を引用したのは、「通典」よりも多少記事が詳しいことによるものであろう。

- (9) 趙玄默には、伝記史料が全く現存していないので、あくまでも推測である。極官でなくとも四門博士になつた可能性はあると思う。

- (10) 唐の皇帝「玄宗」も、「元宗」に改められている。なお、年号の「大曆」が「大歷」に、歴史書の「唐曆」が「唐歷」に改められているのも、やはり、清の高宗(弘曆)の避諱によるものであろう。
- (11) 「冊府元龜」が唐代の実録によつたことについては、岑仲勉「冊府元龜多採唐宋錄及唐年補錄」(『唐史餘瀋』、中華書局、一九六〇年)、平岡武夫「唐代史料の集成について」(『學術月報』七一六、一九五四年)、池田温「正史ができるまで——唐書を例として——」(『中国の歴史書』、尚学図書、一九八二年) 等を参照。

- (12) 「唐会要」の刊本・抄本の書誌学的な面については、古畑徹「唐会要」の諸テキストについて」(『東方学』七八、一九八九年) を参照。
- (13) 古畑氏、註(12)論文。
- (14) 卷八一六 a (卷数一葉数、a は表、b は裏。以下同様) に、「唐国史」

とある。他に「唐史」が多く引用されているが、「唐史」は「唐国史」の省略した称呼か。唐代の『国史』については、池田氏、註(11)論文を参照。

- (15) 卷二九一十二 b に、「唐歷」とある。「唐歷(暦)」については、太田晶二郎「『唐曆』について」(『太田晶二郎著作集』一、吉川弘文館、一九九一年) 等を参照。

- (16) 卷三十一十四 a、卷百三一七 a に見える。「統会要」については、鈴木俊「旧唐書食貨志の史料系統について」(『史淵』五四、一九五〇年) を参照。

- (17) 嚴密には、「唐会要」のもとになつた「統会要」などからの引用箇所もあると考へられる。

- (18) 拙稿「性靈集」に見える「竹符・銅契」と「文書」について」(佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の伝承と東アジア』、吉川弘文館、一九九五年) では、「寰宇記」卷一百・雜説并論に見える銅魚符の記事について考察した。

(付記) 本稿は、一九九六年度工学院大学学園研究奨励金による研究の成果の一部である。